

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031 沿革 (略) <u>平成 28 年 6 月 8 日 一部改正</u></p> <p>第 1 章 定義 (第 1 条 - 第 8 条) 第 2 章 個別保証枠 (第 9 条 - 第 14 条) 第 3 章 保険料率算定 (第 15 条) 第 4 章 保険の申込 (第 16 条 - 第 18 条) 第 5 章 保険料 (第 19 条 - 第 20 条) 第 6 章 保険金の支払等 (第 21 条) 第 7 章 輸出契約の内容の変更等 (第 22 条 - 第 23 条) 第 8 章 雑則 (第 24 条)</p> <p>第 1 章 定義等 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 25 年法律第 67 号) 及び中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険約款 (平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一～十二 (略)</p> <p>(適格被保険者等) 第 2 条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱いは、次の各号による。 一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人 (本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。) のうち、<u>保険契約の申込み時に以下のイからエまでのいずれか 1 つ以上に該当する者</u>であって、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するもの</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031 沿革 (略)</p> <p>第 1 章 定義 (第 1 条 - 第 8 条) 第 2 章 個別保証枠 (第 9 条 - 第 14 条) 第 3 章 保険料率算定 (第 15 条) 第 4 章 保険の申込 (第 16 条 - 第 18 条) 第 5 章 保険料 (第 19 条 - 第 20 条) 第 6 章 保険金の支払等 (第 21 条) 第 7 章 輸出契約の内容の変更等 (第 22 条 - 第 23 条) 第 8 章 雑則 (第 24 条)</p> <p>第 1 章 定義等 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 25 年法律第 67 号) 及び中小企業輸出代金保険約款 (平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一～十二 (略)</p> <p>(適格被保険者等) 第 2 条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱いは、次の各号による。 一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人 (本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。) のうち、<u>保険契約の申込み時に中小企業者又は資本金の額若しくは出資の総額が 10 億円未満の会社 (中小企業者を除く。)</u> である者であって、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結に関与し、自己の危険</p>	

新	旧	備考
<p>であって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。</p> <p>イ 中小企業者  <u>ロ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社</u>  <u>ハ 農業協同組合法（昭和22年11月19日法律第132号）に基づく法人</u>  <u>ニ 森林組合法（昭和53年5月1日法律第36号）に基づく法人</u>  <u>ホ 水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）又は輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年6月2日法律第154号）に基づく法人</u>  <u>ヘ 中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく法人</u>                      ニ （略）</p> <p>第3条～第8条 （略）</p>	<p>負担において当該契約上の義務を履行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。</p> <p>ニ （略）</p> <p>第3条～第8条 （略）</p>	
<p>第2章 個別保証枠                      （個別保証枠の申請等）</p> <p>第9条 輸出契約における代金の支払人が、名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされた者（以下「E格バイヤー」という。）の場合で、約款第2条のてん補危険に係る輸出契約について<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険</u>の申込みをしようとする者であって、個別保証枠の確認を希望する者は、輸出契約の金額について、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険</u>の保険契約が締結されている輸出契約の支払人を、E格バイヤーに変更する場合に準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第10条～第11条 （略）</p> <p>（確認証の訂正等）</p>	<p>第2章 個別保証枠                      （個別保証枠の申請等）</p> <p>第9条 輸出契約における代金の支払人が、名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされた者（以下「E格バイヤー」という。）の場合で、約款第2条のてん補危険に係る輸出契約について<u>中小企業輸出代金保険</u>の申込みをしようとする者であって、個別保証枠の確認を希望する者は、輸出契約の金額について、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、<u>中小企業輸出代金保険</u>の保険契約が締結されている輸出契約の支払人を、E格バイヤーに変更する場合に準用する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第10条～第11条 （略）</p> <p>（確認証の訂正等）</p>	

新	旧	備考
<p><b>第12条</b> 第10条第1項の規定により申請者に回答した確認証について、第9条第1項若しくは第11条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 確認証に記載された支払人の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」(以下「内容訂正変更通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>二 支払人を変更したときは、当該変更前の支払人について発行された確認証は無効とする。この場合にあつては、速やかに別紙様式第4「中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険(決済/枠戻)通知書」(以下「決済等通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>三 確認金額の表示通貨を変更(確認金額の範囲内の変更に限る。)したときは、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</p> <p><b>第13条～第14条 (略)</b></p>	<p><b>第12条</b> 第10条第1項の規定により申請者に回答した確認証について、第9条第1項若しくは第11条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 確認証に記載された支払人の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」(以下「内容訂正変更通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>二 支払人を変更したときは、当該変更前の支払人について発行された確認証は無効とする。この場合にあつては、速やかに別紙様式第4「中小企業輸出代金保険(決済/枠戻)通知書」(以下「決済等通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>三 確認金額の表示通貨を変更(確認金額の範囲内の変更に限る。)したときは、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</p> <p><b>第13条～第14条 (略)</b></p>	
<p><b>第3章 (略)</b></p>	<p><b>第3章 (略)</b></p>	
<p><b>第4章 保険の申込み</b> (対象輸出契約)</p> <p><b>第16条</b> 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 輸出契約の相手方が約款第5条第7号に掲げる海外商社に該当しないもの</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第7号ロに該当する輸出契約(前項に規定する輸出契約を除く。)について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。 「独立行政法人日本貿易保険は、海外商社名簿について(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行</p>	<p><b>第4章 保険の申込み</b> (対象輸出契約)</p> <p><b>第16条</b> 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 輸出契約の相手方が約款第5条第6号に掲げる海外商社に該当しないもの</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第7号ロに該当する輸出契約(前項に規定する輸出契約を除く。)について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。 「独立行政法人日本貿易保険は、海外商社名簿について(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行</p>	

新	旧	備考
<p>又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。）取得前及び事故発生日において当該 I L C が無効であった場合の中小企業・<u>農林水産業輸出代金保険約款</u>（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029）第 2 条第 10 号又は第 11 号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>4 日本貿易保険は、輸出契約が第 1 項各号のすべてを満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げるときのほか、当該輸出契約に係る保険契約の締結が中小企業・<u>農林水産業輸出代金保険</u>に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められるとき</p> <p>5～6 （略）</p> <p>第17条～第18条 （略）</p>	<p>又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。）取得前及び事故発生日において当該 I L C が無効であった場合の中小企業輸出代金保険約款（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029）第 2 条第 10 号又は第 11 号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>4 日本貿易保険は、輸出契約が第 1 項各号のすべてを満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げるときのほか、当該輸出契約に係る保険契約の締結が中小企業輸出代金保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められるとき</p> <p>5～6 （略）</p> <p>第17条～第18条 （略）</p>	
<p><b>第 5 章 保険料</b> (保険料の納付方法)</p> <p>第 19 条 保険契約者は、中小企業・<u>農林水産業輸出代金保険</u>の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第 17 条第 1 項に規定する輸出契約の重大な内容変更を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあつては、同条第 1 項の通知を行った時に一括して納付するものとする。</p> <p>第20条 （略）</p>	<p><b>第 5 章 保険料</b> (保険料の納付方法)</p> <p>第 19 条 保険契約者は、中小企業輸出代金保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第 17 条第 1 項に規定する輸出契約の重大な内容変更を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあつては、同条第 1 項の通知を行った時に一括して納付するものとする。</p> <p>第20条 （略）</p>	
<p>第 6 章～第 8 章 （略）</p>	<p>第 6 章～第 8 章 （略）</p>	
<p><u>附 則</u></p>		

新	旧	備考
<u>この改正は、平成28年7月4日から実施する。</u>		